

国際経済開発の動向

白澤 恵一
宮川 典之 著
ランデス・J. E.

〈執筆順〉

高文堂出版社

国際経済開発の動向

白澤 恵一
宮川 典之 著
ランデス・J.E.

〈執筆順〉

高文堂出版社

目 次

序 章	7
1. はじめに	7
2. プレビッシュ報告と一次産品輸出との関係	7
3. 一次産品輸出の不安定性	8
4. 交易条件の問題	8
5. 債務累積問題	9
6. 国際商品協定における価格安定手段	9
7. 輸出所得補償融資制度	12
8. 一次産品総合プログラム	12
9. おわりに	14
第1章 ラウル・プレビッシュの開発思想を巡って	17
第1節 ラウル・プレビッシュの経済思想	18
1. プレビッシュ経済学の始まり	18
2. 輸入代替工業化と輸出指向工業化	21
3. プレビッシュ経済思想の背景	25
第2節 中心国・周辺国理論	29
1. プレビッシュの中心国・周辺国アプローチ	29
2. 交易条件の悪化論	32
3. 中心国・周辺国体系の変化	38
第3節 工業化と開発戦略	42
1. 輸入代替工業化と保護貿易	42
2. 輸出指向工業化への転換	47
3. 開発戦略の選択と市場指向性	51
第4節 現在の主要な開発問題とプレビッシュ	55

1. 現在におけるプレビッシュ思想の意義	55
2. N I E s の台頭と特惠問題	59
3. 従属学派の批判と今後の開発課題	65
第2章 ガットと開発途上国	81
第1節 ガットとその理論的背景	81
1. ガットの原則	81
2. 自由貿易と厚生を増大	83
3. 関税に伴う費用	85
第2節 ガットの実績	86
1. ガット加盟国数の増加	86
2. 関税引下げの実績	87
3. 非関税障壁 (N T B) の増大	88
4. 貿易と産出高の成長	90
第3節 ガット体制と開発途上国の問題	92
1. 対日ガット第35条の援用	92
2. L D C と輸出自主規制	95
3. 綿製品取り極めと L D C	96
第4節 開発途上国の処遇を改善する努力	98
1. ガット第18条	98
2. ハーバラー報告とガットの対応	99
3. U N C T A D の役割	101
第5節 ガットの多角的貿易交渉の展開	103
1. 初期のMTN	103
2. ウルグアイ・ラウンド	104
第6節 むすび	106
第3章 国際商品協定と一次産品	111
——とくに天然ゴムと合成ゴムの代替・補完・競合を中心として——	

はじめに	111
第1節 戦前の天然ゴムの生産とゴム工業の形成	113
1. 天然ゴムのゴム園の形成	113
2. 戦前の国際ゴム制限協定とゴム取引	116
3. ゴム工業の技術形成と事業形成	122
第2節 戦時体制下の天然ゴムと合成ゴムの技術開発	124
1. 軍需物資としての天然ゴム	124
2. 戦略的分布と第二次大戦	125
3. 合成ゴムの技術的開発	128
第3節 戦後のゴム工業の形成	131
1. ゴム工業の発達	131
2. 石油化学工業の発達と合成ゴム	137
3. 合成樹脂工業の発達とゴム工業	141
第4節 合成・天然ゴムの開発とその競合事情	144
1. イソプレン・ゴムの開発	144
2. 合成ゴムと天然ゴムをめぐる問題	145
3. 国際ゴム研究会と価格安定問題ならびに品質包装問題	147
第5節 石油危機（1974年）以降の合成ゴム工業	153
1. ナフサの高騰と石油化学工業	153
2. 高価格の合成ゴムの形成	155
3. 国際商品協定の進展	161
第6節 国際商品協定とわが国のゴム工業	165
1. 国際天然ゴム協定の諸問題	165
2. 天然ゴムの供給構造の問題点と今後の展望	167
3. 国際協調への対応と残された課題	170

序 章

1. はじめに

わが国の一次産品問題といった場合、低開発国にかかわる一次産品問題をさしている。それは、低開発国の輸出品の大半が一次産品であり、天然・自然に産出する物の総称であるが、石油を除いて議論されていることが多い。

標準国際貿易分類 (SITC、Standard International Trade Classification) では、0類、1類、2類、4類、68類をさし、0類は食糧および動物、1類は飲料およびタバコ、2類は石油を除く原材料、4類は動物性・植物性油脂、68類は鉱石ではなく精錬・加工された非鉄金属鉱石となっている。68類はこれらの産出国は鉱石だけでなく地金も輸出している現状から一次産品に含めて議論されていることが多い。

具体的には、1960年代は60%前後、1970年代には45%前後となり、最近は20%前後となっている。このように低下してきたのは、石油価格の大幅引上げによるものである。とくに OPEC 諸国の原油輸出のウェイトが全輸出額の 6 割近くまで高まったことに帰因している。しかし、OPEC 諸国の原油輸出は例外であって、低開発国の外貨獲得を一次産品輸出に依存していることは大きな問題である。今日のように、国際化時代といわれ、相互依存の世界経済にあって、開発戦略にとっても重要な意味をもっているといえよう。

2. プレビッシュ報告と一次産品輸出との関係

ところで、低開発国の経済発展と一次産品輸出の関係については、これまでに多くの先学者の研究がある。なかでも第1回 UNCTAD (1964年) 総会の討議資料として、当時の UNCTAD 事務局長、ラウル・プレビッシュがまと

めたいいわゆるプレビッシュ報告(Raul Prebisch, Towards a New Trade Policy for Development)は低開発国の一次産品輸出と経済発展の関係を広く国際社会に訴えたものとして有名である。

この報告のなかで「開発途上諸国における対外不均衡の傾向は、主として一次産品輸出伸長率と工業製品の輸入伸長率の間の格差によるものである。一次産品輸出は若干の例外を除いてかなりゆっくりと伸びるのに対し、工業製品輸入は加速度的にふえる傾向がある」(同報告書11頁)と述べ、さらに「先進国の保護主義が緩和されたとしても、工業製品に対する一次産品の交易条件の悪化傾向に、なんらかの決定的効果を与えると信ずることは愚かなことである」(同報告書14頁)と指摘した。ここでいう、一次産品輸出の伸び悩みと、交易条件の悪化が重なると、その金融的帰結として、いわゆる債務累積問題がおこる。

3. 一次産品輸出の不安定性

この一次産品輸出の不安定性については、多くの先学者が研究している。たとえば開発国と先進国との輸出額を時系列的に変動指数によってとらえ、平均によって、その差の比較をする。ただ、価格によるのか、数量によるのかによっても結果が違ってくる。また、不安定性は経済発展をおくらせるという学説と経済成長によいとする学説もある。このような輸出変動と経済発展の関係は少なくとも経済学的には、はっきりと分かっていないにもかかわらず、現実においては、UNCTADなどの南北の対話は輸出変動を除去する国際的な政策措置の実現方法に関する議論が盛んである。すなわち、一次産品輸出が工業製品と比較して変動しやすいのは、一次産品の商品固有の性質とし価格弾性値が小さいということと、農産品のように天候という経済与件の影響が大であるからである。国際的な政策もさることながら、開発国の経済発展との関係から、より包括的・総合的に分析する必要がある。

4. 交易条件の問題

次に交易条件の問題であるが、これは相対価格の総称であって、国際貿易に表われた一次産品輸出価格と工業製品価格の相対価格か、各国の貿易における商品交易条件や所得交易条件などの問題が多い。とくに、所得交易条件は低開発国の問題点を象徴している。つまり、商品交易条件の悪化はなくとも輸出量の伸びが、開発に必要な輸入量の伸びより低いいため、国際収支の困難をきたすわけである。ただし、一次産品輸出の全体の伸びに変化はないにしても、生産の効率化、品質の向上によって、より高いシェアを実現している国もあるので、今後も期待しうる点でもある。

5. 債務累積問題

債務累積問題は南北問題として切りはなして議論される場合が多いが、一次産品問題の貨幣を中心にしてとらえられていると考えることができる。つまり低開発国の輸出数量の伸びが、輸入数量の伸びを下まわるならば、たとえ低開発国の商品交易条件が悪化しなくても、先進国からの贈与などで貿易収支の赤字が補填されない限り、債務累積問題は必然的に起こる。このような国が非常に多いことから見てもわかるように事態は悪化していると解釈することができる。しかし、1970年代に入ってから先進国が競って、工業化に意欲を燃やす中高所得の国々に資金貸付を行った。この累積債務の利子返済が悪化し低開発国の成長阻害になったり、内政干渉を招くとか、民間銀行倒産、金融恐慌の恐れも出ている。この問題は低開発国の自助努力と国際協力による解決を待つよりしかたがない。

こうした現実を見ると、北側の立場にたつ短期変動の除去のみを目的とした場合と、南側の立場に立ち、長期的な実質所得の維持・向上を目的とする場合がある。したがって、一次産品対策として、まず国際商品協定を見なくてはならないし、次に輸出所得補償融資制度を取り上げ、最後に UNCTAD の一次産品総合プログラムの功罪とその限界について見る必要がある。

6. 国際商品協定における価格安定手段

まず国際商品協定の価格安定の手段として三つの方法がとられている。

第一は小麦の「多角的売買契約 (Multilateral Long-term Contract)」、第二は「輸出割当 (Export Quota Agreement)」、第三ははず協定で行なわれている「緩衝在庫 (Buffer Stock)」である。

第一の「多角的売買契約」は最高・最低価格を定め、市況が最高価格を超える場合、輸出国は保証数量を最高価格で売渡す義務を負い、逆に市況が最低価格を割る場合、輸入国は保証数量を最低価格で引き取る義務を負うものである。この場合、価格が最高価格と最低価格の内で変動する限り自由な取引が行える。また、保証数量を超えた数量については自由取引にまかされている。

この方式の利点は、輸出国にとって価格と数量の双方が安定し、輸出所得の安定化がはかられ、輸入国にとって納得できる価格で一定の供給が保証される。価格は価格帯内にある場合、価格帯を越えた場合でも保証数量以外の取引が自由市場に残こされるので、価格の上限・下限を再交渉する場合の目安とすることができる。また、生産者の参入・退出が自由なので生産面での効率がある程度維持できることなどである。

この方式の欠点は市場の一部が固定化されるので、残った自由市場での価格変動が増幅される可能性がある。また最高価格で購入した輸入業者が、自由市場で転売することにより法外な利益を得る可能性があることなどである。

第二の「輸出割当」については、需要の変動に応じて各加盟輸出国の輸出数量を調節し、価格の安定をはかるものである。この輸出国全体の総輸出量は、原則として需要量の予測にもとづいて価格を長期均衡価格水準に近づけるような水準に決定される。そして、各国の輸出割当は、過去の市場占有率に従って決められるのが一般的である。

この方式の利点は数量の調節が機敏に行われる限り、緩衝在庫のように膨大な資金を必要とせず、在庫にかかわる問題も財政的な危険もなしに価格を安定化できる。

この方式の欠点は需要が逼迫しているとき輸出数量の増加に限度があり、価格の騰貴に対して十分に対応できず、国内ないし国際的な緩衝在庫と組み合わせ

る必要がある。それに輸出割当が輸出国の合意によって実施できるので価格安定より価格支持が目標とされやすい。そのために輸出割当も過去の実績によって決定され、生産性が無視されるため、非効率な生産者を温存させ、資源配分を歪める傾向が強い。このことから、小規模にして生産性の高い輸出国は常に協定脱退の動機をもつし、農産物の場合、作付制限にもかかわらず豊作のために輸出割当を大幅に超えた余剰農産物を抱える輸出国が協定崩壊の原因をつくりやすい。したがって商品協定そのものをきわめて不安定なものにしてしまう可能性をもっている。

第三の「緩衝在庫」方式は国際在庫を設け、市況が一定価格以下になったときに買い入れ、一定価格以上になったときに在庫を放出することによって価格の安定を図ろうとするものである。国際在庫機関が十分な資金量を保有する限り最高価格を維持できる。したがって価格の安定効果は目標価格帯の幅によって決定される。

この方式の利点は、いままで述べてきた方法に比べて価格の消費・生産両面における分配機能を歪める度合が小さいことを上げることができる。そして、生産者の参入・退出を規制せず生産の効率性が維持できる。また生産制限や過剰農産物の廃棄など輸出国の国内政策上の困難を伴わないことが利点といえよう。

この方式の欠点は、この方式をより安定化させるためには、目標価格を快くする必要があり、そのためには莫大な資金量を確保しておかなくてはならない。そして、十分な貯蔵設備の賃借・建設をし、その管理のための費用がかかる。また、物理的・経済的に貯蔵に適する一次産品に限られている。したがって、この方式は投機家の危険を限定・縮小するばかりでなく、市場攪乱的な投機を誘発する可能性があることなどである。

以上の三方式による利点ならびに欠点以外に商品協定一般に共通の問題点がある。つまり先進国は短期的変動の除去のみ主体的に主張し、開発国は長期的価格の維持ないし引上げを主張する。

7. 輸出所得補償融資制度

次に輸出所得補償融資制度について説明しておこう。この制度は輸出所得が一定の基準値を下廻るときにその差額 (Shortfall) を補償することによってその安定化をめざすものである。したがって、基準値の選定や融資・返済条件によるその効果は大きく左右される。この制度のメリットは市場機能の温存と政策的な柔軟性にある。しかし、デメリットとしては基準値選定の難しさがあり、この制度の弱点ともいえる。

8. 一次産品総合プログラム

1974年に UNCTAD の事務局長コレアによって提案された一次産品総合プログラム (IPC: Integrated Programme for Commodities) は、5つの政策 (①多数の一次産品の国際緩衝在庫、②国際在庫やその他の政策をファイナンスするための共通基金 (Common Fund)、③国際在庫と補償融資制度を包摂する各品目の多国間協定の体系、④補償融資制度の改善、⑤一次産品加工業の急速な発展など) から成っている。そして、これらの政策の目的を4分類 (①一次産品貿易一般における秩序ある条件の促進、②個々の発展途上国の実質輸出所得の十分な伸長の確保、③輸出所得の変動の減少、④一次産品と加工品に対する先進国市場の開放) して強調している。この総合プログラムの中心は共通基金による多品目の国際緩衝在庫であり、それを補完する形で、補償融資制度やその他の政策が配置されている。したがって、前述の緩衝在庫による商品協定と補償融資制度の項で述べたことと関連してくる。

このプログラムのメリットは第一に、多品目を一括して在庫することができるので、個別品目のアプローチよりは在庫資金が節約できる。また多品目の在庫により在庫機関の信用能力が増し、個別品目方式より有利な条件で資金を獲得できる。

第二に商品協定に参加する諸国の利害、対立が多い。そのために商品協定の成立・運営を困難にしている。多品目方式によって、この利害・対立の一部を

相殺し対立を緩和する役割をはたすことができる。

第三に総合プログラムが緩衝在庫と補償融資制度や一次産品加工の促進など他の政策を文字通り総合的に展開するために、政策効果が確実になる。とりわけ重要なのは、商品協定では保障されない輸出所得の安定化を補償融資制度で補完し、逆に後者による所得の安定化だけで実現できない代替品への需要の転換の防止を、前者による価格の安定化の確保をする点にある。

欠点としては、第一に膨大な資金量を必要とする。第二に多数の品目を緩衝在庫方式で安定化させようということであるが、実際には、この制度に適している品目はコア・テンのうちでもココア、コーヒー、砂糖、すず、天然ゴムなどの半数である。第三に、一次産品の短期的変動の緩和のみならず、低開発国の実質所得の十分な伸長を目的としている。したがって、最も市場介入の度合いの少ない緩衝在庫方式であるので、市場を温存する補償融資制度の利点を帳消しにして、世界経済の効率性の低下やインフレの悪循環を招来する可能性がある。最後に、共通基金の機能のあり方の問題である。共通基金設立交渉会議において南北間の最大の争点として、①出資金は直接、共通基金に拠出する。②拠出金の25%はGNPに比例して負担する。③議決権は一国一票主義とする、などである。南側の意図するところは、共通基金を総合プログラム全体を管理する議決機関とし、そこでの議決権は拠出額に関係なく一国一票とし、南側が多数を掌握する。もし、仮にこの制度が実現すれば、低開発国の所得を先進国が補償する自動的機能に化する危険がある。

このプログラムは5年間の交渉の結果、1980年6月に、当初の案を大幅に縮小し、商品価格の安定と共に生産・開発への刺激をも目的とし、国際商品協定機関等に対して融資する形で、協定が採択された。この基金は「第一の窓」と「第二の窓」とあり、前者は既存の国際商品協定や熱帯産品の国際機関に対し、緩衝在庫操作のために資金を融資する。後者は、一次産品に関する研究・開発、マーケティング、加工などのために融資する。融資を望む機関は緩衝在庫購入のために必要な額の三分の一を共通基金に預託して必要資金の融資を受ける。協定発効には90カ国の批准が必要であるが、85年末で87カ国が批准しており、

今一步といったところである。

9. おわりに

一次産品対策の国際的な対策として本確化したのは、第一次大戦後のことで、食糧農産物を中心とした持続的な過剰生産と価格の長期的低落傾向および短期的な乱高下によるものである。したがって、一次産品の対策の歴史的変遷をたどると、第一段階として、1920年代には、民間生産者のカルテルと国別の物価安定策ないしは価格支持政策などの緊急避難的なものであった。1930年代に入ると、これらの対策の失敗や消費者からの非難と世界不況の進展により、公益的性格と効力をもたせるために、政府が関与する国際商品協定が次々に成立していった。

第二段階として、第二次大戦後のいわゆる GATT-IMF 体制とともに発展した。「自由・多角・無差別」の原則によって、世界経済の復興と発展をめざす思想のもと、一次産品だけが固有の事情から例外的に統制を認められるようになった。しかし、そのために商品協定は、あくまでも自由化原則と共存しうるものである必要があり、その枠組が ITO（国際貿易機構）憲章、いわゆるハバナ憲章の第6章によって規定されることになった。ハバナ憲章そのものは流産に終わったが、第6章は切り離され、国連経済社会理事会の承認をえて現在に至るまで作用している。こうして商品協定は、一時の混乱に対処する応急措置的な性格から脱皮し、世界経済の復興・発展をめざす自由貿易体制を補完する役割を与えられることになる。

第三段階としては、1964年の第1回 UNCTAD（国連貿易開発会議）と前後して展開する。1960年代に入ると、戦後15年間にわたる先進国の援助と低開発国の自助努力にかかわらず、南北間の一人当たりの国民所得の格差が生じ、この縮小に対する南側諸国の不満が高まったことにはじまる。いわゆる「南北問題」である。第1回の UNCTAD における当時の事務局長プレビッシュによる基調報告は前述のごとく、「援助より貿易」をの提唱の中で交易条件の悪化に基因している低開発国の輸出所得の減少を救済するための手段として、国

際商品協定と輸出所得補償融資制度の二本の柱として打ち出したのである。こうして、一次産品対策の短期的な価格変動の緩和を主たる目的としたハバナ憲章による性格づけから輸入国（先進国）から輸出国（低開発国）への所得補償の手段としての色彩を与えられる。

第四段階の転機は、いわゆるオイルショックをきっかけにしてやってきた。OPEC（石油輸出国機構）による1973年の石油価格の大幅な引上げは、世界経済と一次産品問題に対して影響を与えた。第一に一次産品輸出国が国際政治の舞台ばかりでなく、カルテル行為により直接行動により要求を貫徹できたことを示した。その結果、非同盟諸国や77カ国グループを通して団結し南側諸国のパワーを高め、結束を強化した。第二に石油を中心とする非更新的な鉱産物を武器に結束し、南側諸国が北側に対して一次産品を一括して取り上げるばかりでなく、債務累積問題や技術移転などの援助を含めた南北問題全体を交渉する戦略をとった。第三に「資源の有限性」を劇的に演出した。第四に石油価格の引上げによって、一次産品ブーム、そして引きつづき工業製品全般の騰貴による輸入価格高騰、世界的な不況に輸出の伸び悩み、そのために最貧国の致命的な打撃を受け緊急援助が要請され事態は深刻になり、その結果は、一次産品の対応が迫られることになった。

このような結果、1974年の国連資源特別総会において「新国際経済秩序 (NIEO: New International Economic Order) の樹立に関する「宣言」と「行動計画」、次いで同年に第29回国連総会において、「諸国家の経済権利義務憲章」を採択した。これには、一次産品に直接関連する問題として、低開発国の天然資源に対する「恒久主義」の完全な行使、交易条件の持続的改善、一次産品生産国機構によるカルテル志向の正当性、公正なシェアの維持など明記されている。

GATT・IMF 体制に代わるべき新しい国際経済秩序への変革の一步として南側の主張を具体的にしたものが1974年に UNCTAD の事務局長コレアによって提案された、一次産品総合プログラムである。

一次産品対策の80年代の課題ともいえるプログラムの動向は、世界経済秩序の問題であり、「自由化原則」から「組織化原則」に変革されるかにある。考

えてみれば、既存の自由貿易体制そのものは自然発生的なものではなく、戦後のアメリカ・イギリスの強力なイニシアティブによって構築されたものである。GATTの関税一括引下げ交渉の歴史から明らかなように、各国の保護主義への執着は根強く自由貿易体制は完全・強固なものではない。農産物などは顕著な例である。各国は農産物市場の安定化と自給率確保という経済安全保障上の目的などから国内の農業保護政策を実施している。それが国際貿易の保護主義になっている。

近年、先進国間の貿易摩擦の回避と資源の安定供給確保の問題が自由市場の管理ないし組織化を要請している。貿易摩擦の問題は60年代初頭から進展し、製品の多様化を主体とした先進国間の水平貿易の拡大がすでに飽和点に達し、資源確保が困難になりつつある。今後の世界経済の拡大は低開発国市場の伸長が不可欠であるし、資源の制約、物理的な枯渇よりも資源ナショナリズムの台頭による市場秩序の変化による問題のウェイトが高くなってきている。このような組織化の傾向は安定化からの要請であるが、低開発国の要求は安定化よりもむしろ、「公正化」をめざす組織化ではなかろうか。解決策の一つとして、一般論としては、低開発国の経済の多様化や一次産品加工産業の促進を中心にした工業化、または一次産品生産の効率化と品質向上が不可欠である。そして、低開発国の多様な事情にきめ細かに配慮し、具体的な対策への合意を得ながら、南北の相互理解を深め、現在の政治的な南北関係から経済的合理性にもとづく議論のできる理性的なものに改善されることが急務である。